

# インターネット上の犯罪について

～コンピュータウイルス作成等～

コンピュータウイルス  
(不正指令電磁的記録) を  
作った (作成)  
人にあげた (提供)  
人に使わせた (供用)  
手に入れた (取得)  
保管した場合

【作成、提供、供用】

刑法第 168 条の 2

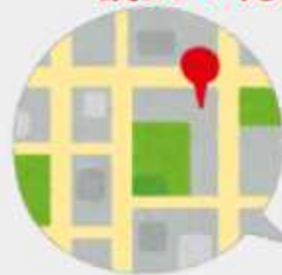
3 年以下の懲役又は  
50 万円以下の罰金

【取得、保管】

刑法第 168 条の 3

2 年以下の懲役又は  
30 万円以下の罰金

彼女の現在地



正規のアプリでも、  
その使用者が意図  
しない不正な動作  
をするアプリであれば  
コンピュータウイルス  
とみなされる場合が  
あるとバイ!

勝手に交際相手の  
スマホに監視アプリを  
入れちゃダメ!

